

# 令和7年度 事業計画書

令和7年度においては、引き続き、研究員の個別研究及び研究員を中心とした研究企画委員会を開催し、日本農業・農村の現状把握と国際的環境の変化を含めた基本的諸課題の解明に引き続き努める。また、講演会、若手研究者助成事業、表彰事業等を実施する。

## I 公益目的事業

### ア 農業及び農村に関する調査研究

#### 1) 研究員による個別研究

##### (1) アジア諸国との比較に見る日本の農業生産性

坪田 邦夫

近年の日本経済は低迷が続き、国際的地位の低下が著しい。1人当たりGDPや賃金は、一部の新興国をも下回るようになった。高齢化や円安の影響もあるが、基本的には他国より生産性の伸びが低いことの反映である。

農業については、今世紀初めまで、日本の生産性は、零細農家が多数を占めるアジア諸国の中では突出して高かった。コメの単収は3～5倍、農業者の所得はそれ以上の開きがあった。しかし、この格差も、その後確実に縮小してきている。成長を続けるアジア諸国では農業技術の普及、インフラ整備、農外への労働力流出などが進む一方、日本では農業就業者の高齢化と人手不足、耕作放棄地の増加、価格の低迷などが続いたからである。

ただ、データの制約や解釈の違い等の問題があって、これまでそれが必ずしも明確に認識されてこなかった。本研究では日本と主要アジア諸国について、統一的な国際統計等を用いて、農業の労働生産性と土地生産性、そして可能なら全要素生産性の動向の比較分析を行ない、アジア諸国との生産性や所得格差縮小の実態と要因を考察する。

##### (2) 農政の四半世紀を振り返る：学会からの発信を中心に

生源寺 眞一

食料・農業・農村基本法の誕生から四半世紀が経過し、2024年6月には改正基本法が施行された。これを受けて2024年度は、食料・農業・農村に関連する学会誌を対象として、どのような分野の政策が論じられてきたかを把握する作業を行った（結果は「政策の論文に現れた学会の特色」『農業研究』第37号として公表）。ただし、対象とした学会が3学会に限定されており、基本法改正の領域に中途半端に関わることを避ける意味もあって、論文等を1999年度から2022年度前期までに公表されたものに限定した。そこで2025年度は、前年度に対象とした3学会の2022年度後期から2024年度までの論文等の実態把握を行うと

ともに、3学会以外の学会の論文等にも対象を広げて検討を実施する（1999年度から2024年度まで）。なお、2024年度の報告では基本法下の食料・農業・農村政策の概要を提示したが、2025年度は基本法改正後について必要な補足を行う。

### (3) 食料・農業・農村基本法の進展状況

町田 勝弘

2024年、食料・農業・農村基本法の改正法が成立した。

改正法では、近年における世界の食需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本政策を定めている。

この食料・農業・農村基本法の改正法に基づき2025年に次期基本計画を定めることとしている。次期基本計画では、食料供給・輸出促進・国民一人一人の食糧安保など・環境・農村振興の5項目について定める目標を定めることとしており、2025年3月の改定を予定している。

本稿では、次期基本計画の検討過程・改定内容等について分析・整理することとする。

### (4) 中国農村戸籍制度の改革と課題

河原 昌一郎

中国では1958年1月に「戸籍登録条例」が公布され、戸籍制度の確立を見るが、同条例では農村に戸籍がある者の都市への移転には厳しい制約が課された。これは都市住民への食糧供給の確保等の必要によるものであったが、このことによって都市籍住民と農村籍住民（農民）の区別が生じ、両者の間には所得等の面で大きな格差が存在するようになった。

1978年の改革開放政策の開始後、特に1990年代の終わりごろから都市部でのめざましい工業発展と労働力需要の増加に伴い多数の農民が都市に流入し、事実上都市で生活するようになった。ところが、このいわゆる農民労働者は都市戸籍を有しないため、各種社会保険制度の適用や子弟の学校教育に支障が生じている。

こうした事態に対応するため、中国では戸籍制度を改革して一部の農民に都市籍を与えるようになったが、都市の受入れ体制が不十分で、受入れ人数に制限がある等、必ずしも改革が順調であるとは言えない。本研究では、こうした中国の戸籍制度の改革の経緯と内容を明らかにするとともに、今後の課題を指摘する。

### (5) 米価格と市場構造の特徴

田家 邦明

食料・農業・農村基本法の改正に伴い、食料の持続的供給を確保するため合理的費用の

考慮する仕組みの法制化が進められており、その対象に米が想定されている一方で、令和5年産米から令和6年産米への端境期から米価格の上昇が見られ、令和6年産米が本格的に流通するようになってもその傾向が続き、集荷も遅れ気味となっている。平成2年産米から平成21年産米について自主流通米価格形成機構等で入札取引が行われているが、令和6年産米の各月の相対取引価格は、そこでの入札価格の最高値（全銘柄加重平均価格、平成4年産21990円/60kg）を上回って推移している。

米の市場は、個々の産地品種銘柄ごとに形成されるサブ市場によってそれらが相互に影響しながら全体として製品差別化 (product differentiation) 市場として構成されており、多くの産地では系統が「支配企業」として、価格形成や供給に主導権を持っている。さらに、需要に応じた安定供給のため、各県において生産が制約されるという生産の「能力制約」 (capacity constraints) が設定されている。このような市場構造の特徴との関係で、令和5年米から続く米の上昇傾向の要因を捉えるとともに、逆に、それが、この川上がなお支配的な地位にある市場構造に与える影響の可能性を分析する。

#### (6) 我が国における森林認証の可能性

田 家 邦 明

森林認証は、1992年のリオにおける国連環境開発会議において熱帯雨林の伐採規制に国際的合意が得られなかったため、1993年に、民間において、持続的森林経営として認証された森林から伐採された木材にロゴマークを貼るシステムを創設し、市場メカニズムによって持続的森林経営を推進する国際的なフレーム (FSC Forest Stewardship Council) が設立され、その後において各国において固有の仕組みが作られて行った。日本では、固有の制度としてSGECが設立され、FSCとともに、森林認証制度が推進され、現在では、SGEC、FSC合わせて約250万ha、森林面積の10%にまで広がっている。

日本では、2000年にFSCによる第1号の認定が登場し、2006年に二つのフレーム合わせて61万haまで普及した。森林認証はロゴマークが付されている木材の流通を先進国の市場でプレミアムを与えて、熱帯雨林の伐採を抑制しようとする狙いがあったため、輸出国において制度が広がって行った。

当時、現実的に輸出志向が弱い日本では、輸出国のような動機が想定されなかったのかかわらず、拡がる理由を認証取得者へのアンケートを通じその理由を調査した（田家（2008）「森林認証の経済分析—アンケート結果から」『森林政策の政策手段に関する経済分析』中央大学）。調査を実施した2006年9月現在で、認証森林39カ所（アンケート送付先）回答35カ所であった。質問事項等は1999年に米国で行われた先行研究を参考にした。

日本では、その後において、東京五輪等もあり、認証森林も増加しているが、当時回答を頂いた35カ所について再度アンケートを送付し、特に継続されている場合における認識されているその効果について把握し、森林認証の可能性を改めて検証する。

## (7) わが国近世から近代までの農業技術変遷史

岩 元 明 久

世界の食糧生産が頻発する異常気象と気候変動の影響で危機的な状況にあると言われる中、昨年の食料・農業・農村基本法改正では、食料安全保障の確保に加えて、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が基本理念として新たに明確に位置づけられた。同時に担い手の減少に対応した生産性の向上などにより、農業の持続的な発展を図ることが農政の最重要課題とされているなど、農業生産現場は大きな転換期を迎えている。

近世から近代にかけて、わが国の農業技術は別次元での大きな転換を経験してきたことは万人の認めるところであり、その変遷をたどり直すことにより、現在の農業技術見直しへの示唆を得ることをめざす。

### 2) 研究企画委員会方式による研究

農業・農村の諸課題について、興味深い論文を発表した研究者等を招聘し、報告を聴取し意見交換を行うとともに、その者の了解を得て関係資料等についてホームページに掲載し関係者に対して情報公開する。

### 3) 農業及び農村地域の動向に関する調査研究

引き続き、地域農業及び農村の動向に関する調査研究の充実を図るため、地域等において調査に従事する若手研究者を客員研究員に委嘱する。

#### (1) 中山間地域の農業公社の現状と展望—定点観測3-3—

山 浦 陽 一

中山間地域の経済、社会の将来を展望する上で、参考となる事例の定点観測を行うことが、『農業研究』において筆者に与えられた課題である。毎年ひとつのテーマに絞り、大分県をフィールドに、特徴的な事例を検討する。2013年度から開始し、5つのテーマについてそれぞれ5年おきに取り上げており、2023年度からは3周目に入っている。

2025年度は、2015年度、2020年度に取り上げた中津市山国町の「公益社団法人農業公社やまくに」、および連携して経営を担う「株式会社農業生産法人やまくに」を取り上げる。2020年では、農地借入、作業受託の増加に伴い、作付けは飼料稲を中心とし効率化をはかると共に、他の担い手との連携や人材バンクを活用した市全域への事業拡大を進めていた。他方で若手職員の定着も意識して、米の高付加価値路線にも挑戦していた。市役所からは、理事長や事務局長の派遣、地域おこし協力隊の配置などの人的な支援、また手厚い財政的支援も受けている。5年が経過し、これらの状況がどう変化したのか、その背景は何なのかを確認する。

また2025年は中山間地域等直接支払制度が第6期目に入る。農業生産法人やまくには、

農地を借り受けている各集落の協定に参加し、事務作業を担っているケースもある。制度は期が変わるごとに仕組みが見直されるが、第6期でも「ネットワーク化」の推進などの変更が予定されている。それらに地域がどう対応し、公社や農業生産法人がどう関与するのかについても検討する。

## (2) 離島の第一次産業経営と移住定住政策に関する研究

小澤 卓

本研究は、離島の第一次産業の振興に貢献するため、地域振興の歴史的経緯の調査と、自治体及び経営体を取り巻く現状把握をおこなったうえで、経済学的視点から持続的な地域発展に寄与する政策を実証的に導き出すことを目的としている。

令和6年度は、東京都八丈町（八丈島）の花弁栽培農家と地元後継者グループの八丈島農業振興青年研究会へヒアリングを実施すると共に、全国の花弁栽培農家との青色申告書の財務諸表の比較考察をおこない、経営体の生産コスト、生産課題や所得形成について分析した。令和7年度についても、引き続き八丈島の花弁栽培農家の研究を実施し、八丈町の農業後継者対策により移住した農家の財務諸表を収集し、島の既存農家との比較により、移住農家の農業経営課題や生産コストについて明らかにしていきたい。

また加えて、全国の離島地域の第一次産業の承継のために、農業法人や漁業集落による後継者対策の事例収集を行う予定である。

## (3) 関東地方における米生産の現状と展望 1

小川 真如

関東地方（1都6県）は米の大消費地かつ大生産地という特徴をもつ。その特徴について、概略は知られているもの、詳しい実態は十分に分析されていない。米生産に関する調査研究においては、個別の都道府県に着目した分析や、他の地方（九州・中国・北陸・東北など）の分析が蓄積されてきたが、関東地方を調査対象とする視角からアプローチした研究の蓄積は薄い。

他方、令和7年は全国的に米の増産が振興されており、米の増産局面においても適切に生産調整が行われるかが課題となっている。令和7年は、各地の水田農業振興方策の特徴や効果、また米の生産動向の特徴が、象徴的に観察できる時期と位置づけられる。

本研究では、米生産の現状と展望について、関東地方を調査対象とする視角を整理するとともに、令和7年産の米生産動向や米生産施策を中心に実態分析を行い、関東地方における米生産ならではの特徴を明らかにする。

## 4) 実験農場における調査研究

実験農場においては、令和3年度から開始した黒毛和牛の繁殖雌牛の飼育及び子牛生産並びに露地野菜（キャベツ等）の生産を行う複合経営に関する成立条件の実証調査研究の定量的

定性的データの収集・分析を引き続き行う。

令和7年度は、5か年計画の最終年度であることから、黒毛和牛の繁殖経営で発生した堆肥の露地野菜圃場への還元、露地野菜収穫残渣の粗飼料としての利用等について取りまとめる。

## イ 農業及び農村に関する調査研究の成果の普及

### 1) 研究員による個別研究成果の公表

上記のアー1) で得られた研究員による個別研究成果について、論文や報告にとりまとめ本所研究報告『農業研究』（年刊）に掲載のうえ、関係者に配付するとともにホームページで公表する。

### 2) 研究企画委員会の公表

上記アー2) での資料等については、報告者の了解を得て、ホームページに公表する。

### 3) 講演会の開催及び講演会報告の公表

農業及び農村が直面する様々な問題について、そのテーマに応じ研究実績や知見を有する研究者、現場で課題解決に取り組み成果を上げている農業者等を講師に招き講演会を、3～4回程度開催する。講演会の記録については、印刷のうえ関係者に配付するとともにホームページで公表する。

## ウ 農業及び農村に関する調査研究の助成

### 人文・社会科学系若手研究者助成事業

農業及び農村分野に関する人文・社会科学系の若手研究者を育成することを目的として、それらの者の研究活動に要する経費に充てるため、人文・社会科学系若手研究者助成事業を実施する。令和7年度の助成対象者については、公募し、令和6年11月30日を締切期限として募集を行ったところ、10件の応募があり、当研究所の研究員等から成る選考委員会の選考を経て、3名（敬称略、五十音順）に対し助成を行うこととした。

（助成対象者）

坂元 喬人（25歳）九州大学大学院生物資源環境科学府農業資源経済学専攻博士後期課程2年  
合併集落営農法人の到達点と将来動向に関する研究 ―多様な地域個性との関連に着目して―

森岡 昌子（34歳）帯広畜産大学環境農学研究部門助教

食料保障から見た自家消費の役割と農家の社会的・経済的動機の解明

山内 駿太（25歳）東京農工大学農学部研究生

四国農業の再編と出現する農業経営体

## エ 農業及び農村に関する研究者の表彰

農業に関する学術研究上顕著な業績を挙げ、斯学の発展に多大の貢献をなした者を表彰するため、日本農業研究所賞（隔年3件以内、賞金1件100万円）を授与している。

令和7年度は、この第32回として定款及び「日本農業研究所賞表彰規程」第4条の定めるところにより、受賞候補者を公募し、選考委員会における審査を経て受賞者を決定する。

なお、表彰式は令和8年度に開催する。

## Ⅱ 収益事業

日本農業研究会館等の当研究所で使用していない部屋を、公益法人等8団体に貸付ける。